

防災ガイド 14  
～日ごろの備え～

市内の応急給水拠点をご存じですか

東京都水道局では、水道施設の耐震化に加え、震災時における水の確保をより確かなものにするために、浄水所・給水所などを給水拠点と位置付け、震災時の飲料水を確保しています。

応急給水拠点は、住民が自ら迅速に応急給水を行えるよう、施設用地内に応急給水エリアを区画し、そこに専用の給水栓を整備しています。

災害時は市内3カ所の浄水所で水を確保することができます。いざという時のために、お近くの浄水所をご確認ください。

また、市民の皆さんも1人当たり1日3ℓ3日分を目安に飲料水を備蓄し、自らも震災に備えるようお願いいたします。

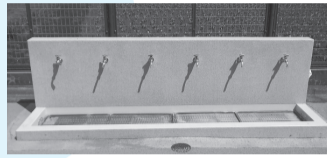
◆危機管理室 保  
(☎042-438-4010)



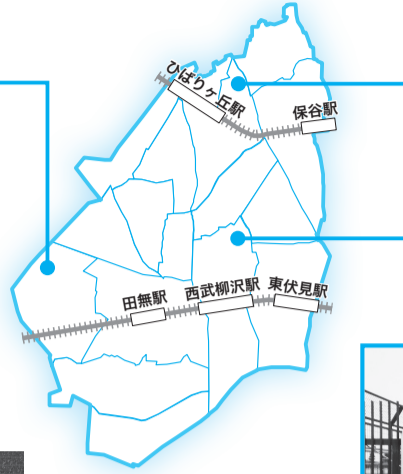
芝久保浄水所(芝久保町5-9-1)



応急給水口



西東京市応急給水拠点



西東京栄町浄水所(栄町2-7-6)



保谷町浄水所(保谷町1-5-24)

大気中のダイオキシン類調査結果

年間報告

平成25年度に行った大気中のダイオキシン類調査結果がまとまりました。

□調査方法 「ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル」(環境省編)に基づく1週間連続測定法

□調査地点 中学校など3カ所

□結果 各地点の夏と冬に行った調査結果の平均は、0.013~0.015pg-TEQ/m<sup>3</sup>でした。環境基準は年平均0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup>と定められており、調査結果は環境基準を下回っていました(下表参照)。

◆環境保全課(☎042-438-4042)

調査地点	調査日	毒性等量 pg-TEQ/m <sup>3</sup>		平均
		夏季 平成25年 8月14日~21日	冬季 平成26年 2月6日~13日	
青嵐中学校		0.009	0.017	0.013
保谷庁舎		0.014	0.011	0.013
田無第一中学校		0.014	0.015	0.015
(参考) 環境基準				0.6

合同総合水防訓練にご参加を!

これからの季節、集中豪雨や台風などによる水害への備えも必要です。市内で発生する水害を想定した訓練を、市・西東京消防署・田無警察署・消防団・防災ボランティアなどが合同で行います。市民の皆さんも参加して、いざという時のために備えませんか。  
 時 5月25日(日)午前9時30分~11時  
 場 向台運動場(向台町5-4)

内 家庭にある身近な資材を活用した「簡易水防工法」、消防団による「積土の工法」、消防隊による「救出・救助訓練」など

問 西東京消防署  
(☎042-421-0119)  
 ◆危機管理室 保  
(☎042-438-4010)



消防団による積土の工法



市民参加による簡易水防工法

市内の空間放射線量測定結果

(5月2日現在)

市では、市内における放射線の状況を把握するため、市内を2kmメッシュで区分し、小中学校・保育園・公園の5カ所と武蔵野大学内(協力)1カ所の合計6カ所で空間放射線量を測定しています。

区分	測定場所	町名	測定日	線量率(マイクロシーベルト/時)	
				地上1m	地表面(地上5cm)
北部	栄小学校	栄町	4月28日(月)	0.055	0.054
東部	なかまち保育園	中町	4月29日(祝)	祝日のため測定なし	
中央部	田無第二中学校	北原町	4月30日(水)	雨のため測定なし	
西部	田無第三中学校	西原町	5月1日(木)	0.046	0.046
南西部	田無市民公園	向台町	5月2日(金)	0.039	0.037
南部	武蔵野大学(協力)	新町	4月30日(水)	雨のため測定なし	

※次回は、6月15日号に掲載します。最新の情報は市HPをご覧ください。

微小粒子状物質(PM2.5)測定結果

(5月6日現在)

東京都は、市内2カ所で一般測定局のモニタリング測定をしています。

□1日の平均値(単位:マイクログラム/m<sup>3</sup>)

測定場所	測定日	4月30日(水)	5月1日(木)	5月2日(金)	5月3日(祝)	5月4日(祝)	5月5日(祝)	5月6日(休)
田無町局(西東京市民会館)		13.0	13.8	18.3	25.0	18.9	21.1	12.7
下保谷局(保谷第一小学校)		14.5	13.0	14.3	22.2	16.7	21.3	12.7

※市HPでは、リアルタイムで測定結果をご覧いただけるサイトを紹介しています。

◆環境保全課(☎042-438-4042)

ごみの出し方ワンポイント

ボランティア袋ができました

市内美化清掃活動にご協力いただいている方に配布するゴミ袋(通称:ボランティア袋、色:緑)が新たにできました。この袋は、「道路、公園のほか公共施設などの清掃活動を行った自治会などの各種団体または個人」の方を対象に配布しています。交付には申請が必要ですのでお問い合わせください。

ごみの散乱防止にカラス対策を

都市部でカラスの餌となるのが「可燃ごみ」です。ゴミ袋を無防備に出すと、カラスの捕食行為でゴミが散乱し近隣の方が不快な思いをします。

カラスは知能・視力に優れているため、中身が見えない・引き出せないように対策する必要があります。おもりの付いたネットや、バケツなどの容器類でゴミの散乱を防ぎましょう。

不法投棄などの迷惑行為を「しない」「させない」取り組みにご協力を

たばこの吸い殻・缶などのポイ捨て行為やゴミ袋・粗大ゴミの不法投棄は、まちの環境美化を破壊する迷惑行為です。著しく悪質な場合は廃棄物処理法の違反行為として処罰の対象となります。

市では7人の指導員、廃棄物減量等推進員、「まちの美化と安全を推進する事業」市民会議の皆さんと協力し、迷惑行為を防止する活動を推進します。

◆ごみ減量推進課  
(☎042-438-4043)

